

はじめに

いじめは、生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれもある。本校では、生徒の尊厳を保持するため、市・学校・家庭・地域住民・その他の関係者の連携の下、いじめの防止等(いじめの防止、早期発見及び対処)のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、いじめ防止基本方針を策定するものである。

1 いじめの定義

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」（いじめ防止対策推進法より）

個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、「いじめ問題対策委員会」または「生徒指導委員会」の組織を活用し、いじめを受けた生徒の立場に立つて行う。犯罪行為として取り扱われるべきと認められた場合には、教育的な配慮や被害者及び保護者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応をとる。

2 いじめの理解

いじめはどの生徒にも起こりうるものである。嫌がらせや意地悪等の暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くのものから集中的に行われたりすると苦痛を感じるものである。また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、無秩序や閉塞性などの所属集団の構造上の問題、周囲で面白がったりする「観衆」や周辺で黙認している「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

3 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめを未然に防ぐための日常の取組

① いじめについての教職員の共通理解

- ・職員会議、生徒指導全体会、現職教育におけるいじめについての理解
- ・生徒指導部会や生徒指導委員会における各学年の状況についての実態把握と情報の共有

② 一人一人の良さが輝く集団づくり

- ・学級や学年、部活動等、一人一人の良さを認め合い、輝ける集団づくり

③ 基礎的・基本的知識の習得を大切にしたいわかる授業づくり

- ・学習習慣や授業規律の徹底と、落ち着いた授業の展開
- ・基礎的・基本的知識や技能を大切に、導入時の「ねらい」と終末の「振り返り」の実践

④ 主体的な取り組みを行う生徒会活動

- ・生徒自らいじめを防ごうとする意識化を図る取組の実践

⑤ 家庭との連携

- ・各種たよりを活用したいじめの理解とその防止についての各家庭への啓発
- ・実際に発生した事例について、学年PTA等を利用した保護者への報告

(2) いじめの早期発見のための取組

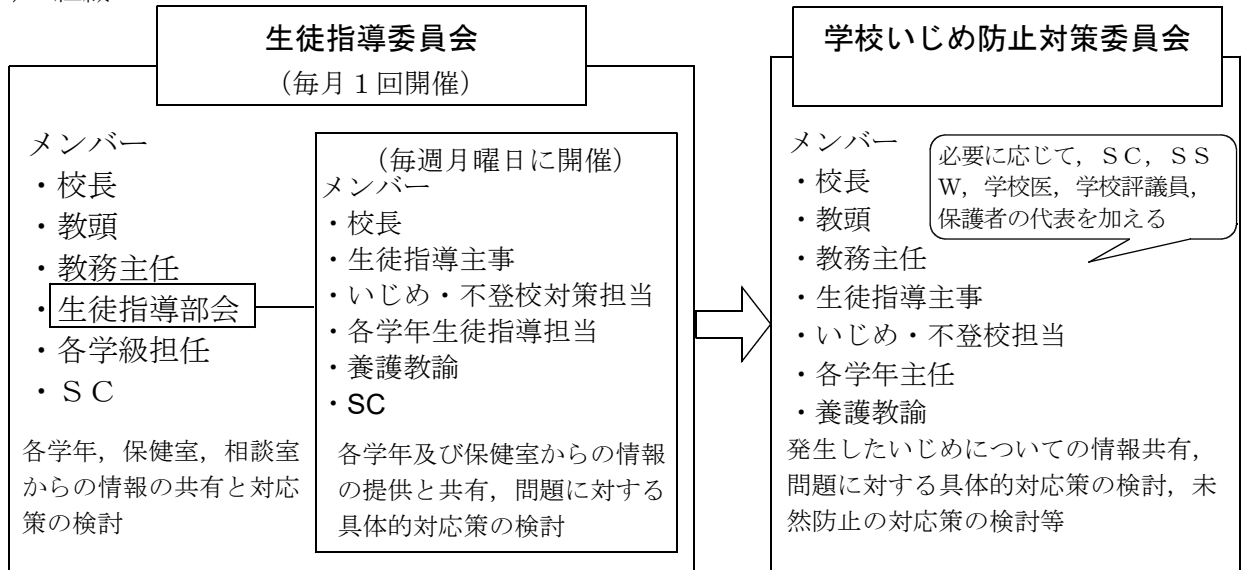
① アンケートや面談からいじめを見つける取組

- ・いじめアンケート(年10回)の実施と迅速な集計、結果によって関係教員による早期の相談の実施

- ・定期面談（8月：家庭訪問，12月：三者面談）及び，チャンス相談の活用
- ② いじめを見逃さない取組
 - ・授業や休み時間，学級での活動，部活動等での生徒の表情などの生徒観察
 - ・保護者からの情報，欠席理由の確認
 - ・生活ノートや学級日記，班日記の活用
 - ③ 教師の情報共有のための取組
 - ・教員同士の情報交換の徹底
 - ・週1回のスクールカウンセラー(以下SCと表記)，養護教諭との連絡，情報交換会の実施
 - ・生徒指導部会，生徒指導委員会，職員会議全体会での情報の共有
- (3) いじめが起きたときの対応
- ① いじめの事実の正確な確認
 - ・発見・通報を受けた場合は速やかに組織的に対応する。
 - ・生徒指導委員会及びいじめ問題対策委員会で直ちに情報を共有し，当該学年，生徒指導委員会が中心となって聞き取り等を実施し，事実確認を行う。
 - ② いじめを受けた生徒・保護者への支援
 - ・教師が絶対的な味方になり，具体的な支援策を示す。
 - ・SCまたはスクールソーシャルワーカー(以下SSWと表記)等の協力を得て，心理的なケアを行う。
 - ③ いじめた生徒・保護者への指導・助言
 - ・いじめがあったことを確認した場合，組織的にいじめを止めさせ，いじめた生徒に対しては，生徒の人格の成長に主眼を置き，教育的配慮のもと，毅然とした態度で指導する。このとき，いじめられた生徒の安心・安全を第一に考える。
 - ・いじめた生徒の保護者に正確に事実関係を伝え，保護者の協力を求めるとともに，保護者に対する継続的な助言を行う。
 - ④ いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・いじめをはやし立てた生徒また傍観した生徒に対しても，いじめに加担する行為であることを認識させ，必要な指導を行う。
 - ・すべての生徒が集団の一員として互いに尊重し合う人間関係を構築し，望ましい集団をつくるための指導を行う。
 - ⑤ ネット上のいじめへの対応
 - ・ネット上への不適切な書き込み等は直ちに削除する措置をとる。また，名誉毀損やプライバシーの侵害等があった場合は，プロバイダに対して速やかに削除をもとめるなど必要な措置を講じる。
 - ・早期発見の観点から，関連機関と連携し，学校ネットパトロールを実施し，ネット上のトラブル早期発見に努める。
 - ・学校における情報モラル教育を進めるとともに，生徒及び保護者に対してネット上の危険性についての講話等を行い啓発に努める。
- (4) いじめの解消
- ① いじめが解消している状態
 - ・いじめが解消している状態は，いじめ行為がやんでいる状態が3ヵ月間継続し，被害者が心身の苦痛を受けていない状態をいう。
 - ② いじめの解消に向けて
 - ・いじめに対する指導後は，必ず3ヵ月は経過観察を行い，必要に応じて生徒指導部会や職員会議等で状況報告をする。

4 いじめ防止のための組織と指導体制

(1) 組織



※いじめ・不登校対策担当者の役割

いじめ・不登校を防止するために学校全体が取り組むという意識を高め、いじめ・不登校の防止と早期解決のための連絡・調整を行う。

- ・ SCとの情報交換, SSWとの連携
- ・ いじめアンケート(学校生活アンケートを含む)の実施, 対応の確認
- ・ 月の不登校生徒の確認と報告
- ・ いじめ・不登校に関するケース会議の調整
- ・ 生活適応状況調査(以下アセスと表記)の実施

2) 指導体制

- ・ 校長を中心とした全教職員が一致協力できる体制を確立し, 組織的に対応する。また, これらの対応のあり方について全教職員で共通理解を図る。
- ・ いじめ問題に関する指導記録を保存し, 生徒の進学や進級, 転学に当たって, 適切に引き継ぎや情報共有を行えるようにする。

5 いじめ対策年間指導計画

月	活動内容
4月	情報交換会 指導記録の引き継ぎ 学年学級懇談会 学校生活アンケート
5月	校内研修「いじめの早期発見, 早期対応」 学校いじめ防止対策委員会
6月	二者面談 アセスの実施
7月	学年・学級懇談会 家庭訪問・三者面談 学校評価(生徒・保護者アンケート)
8月	教育相談に係る研修会
9月	学校いじめ防止対策委員会
10月	
11月	二者面談 いじめ防止キャンペーンの実施 アセスの実施
12月	三者面談 学校評価(生徒・保護者アンケート)
1月	
2月	二者面談 アセスの実施
3月	記録の整理と引き継ぎ資料の作成 小中連絡会の開催

6 重大事態発生時の対応について

(1) 「いじめ問題調査委員会」の設置

- ①いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ②いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあったとき

(2) 「いじめ問題調査委員会」の役割

- ①発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- ②調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に提供する。

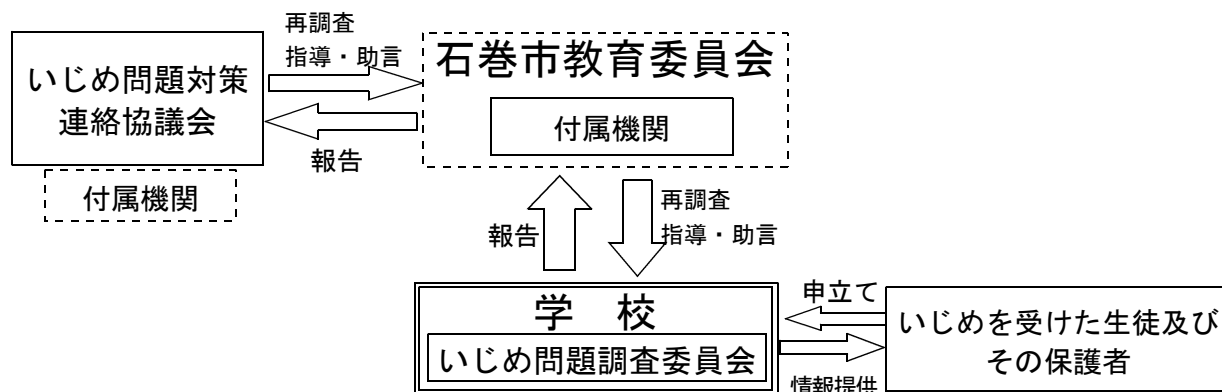
(3) 「いじめ問題調査委員会」の構成

①学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

○構成員

市教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「いじめ問題対策委員会」の構成員を決定する。

○組織図



・いじめ問題対策委員会

校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，いじめ・不登校対策担当者，学年主任，養護教諭

・適切な専門家（石巻教育委員会の指導を受けて）

弁護士，精神科医，学識経験者，心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー）

②市教育委員会が調査主体となる場合

○構成員

いじめ防止対策推進法第14条第3項の教育委員会に設置される付属機関を、調査を行うための組織とする。

○組織図

付属機関の組織図による